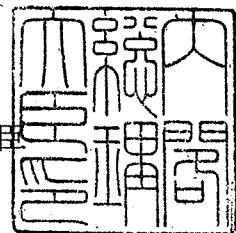


府公第15号

平成23年2月2日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等の申出について（意見照会）

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）の実施について」（平成21年8月5日内閣府大臣官房長最高裁判所事務総局秘書課長同総務局長申合せ）に基づき、貴館において保存することが適當であると認められる司法行政文書として別添（写）のとおり最高裁判所長官より申出がありましたので、国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項の規定に基づき、下記の事項について貴館の意見を求めます。

記

1. 申出のあった司法行政文書について移管を受けることの適否
2. 申出のなかった司法行政文書のうち、貴館において保存することが適當であると認められるものの有無及び当該司法行政文書の名称（平成22年度内に保存期限が満了することとなるものに限る）

平成 22 年度移管申出

機 関 名	移 管 申 出	
	文 書 数 (フ ァ イ ル)	広 報 資 料 (件)
最 高 裁 判 所	5 0	1 5 4